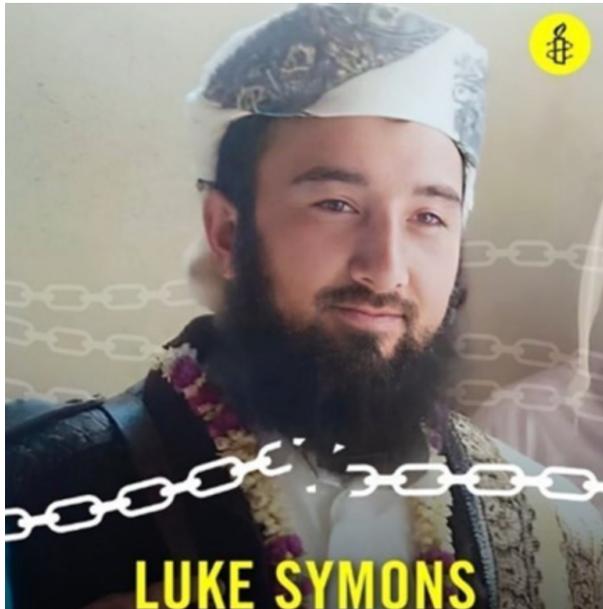


イエメン：5年間拘束された英国人が自由に



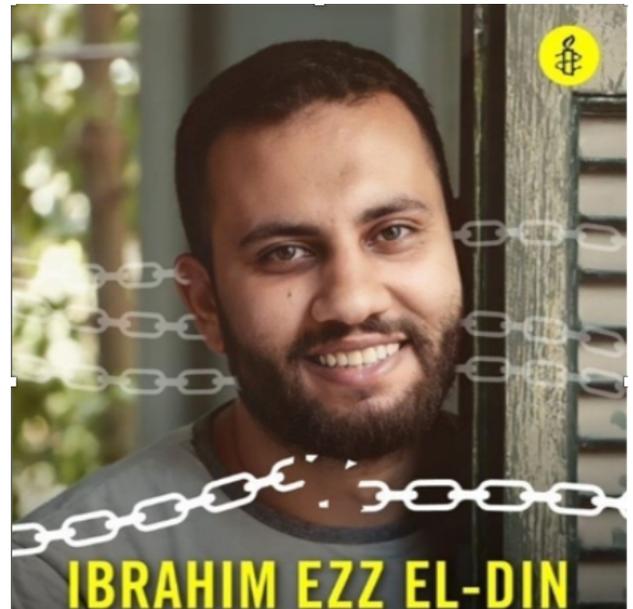
4月24日、イエメンでフーシ派当局に拘束されていた英国人ルーク・シモンズさんが、他の外国人13人とともに釈放されました。

シモンズさんは2017年4月、イエメン南西部の検問所で、「英国のパスポート所持」という理由だけでフーシ派の係員に拘束され、起訴も裁判もないまま5年間も拘置されていました。この間、劣悪な環境に置かれ、シモンズさんの健康状態は悪化するばかりでした。今年1月初めに面会した妻は、「心身ともに病気が悪化し、大変心配しています」と話していました。

シモンズの親族の話によると、当局はスパイの疑いをかけながらその証拠を示さないままシモンズさんを訴追し、シモンズさんの拘束が続いたそうです。また、拷問や虐待による自白を迫られ、最後の4カ月間は独房生活を強いられたといいます。

この5年間、シモンズさんの家族、地元の英国国会議員代表、アムネスティなどが、シモンズさんの拘束の不当性と即時釈放を訴え続けてきました。シモンズさんの家族からは、「ルーク（・シモンズ）の釈放を求めてずっと活動してきてくれたことに心より感謝します」というメッセージをいただきました。

エジプト：拘束3年 調査員やっと自由に



治安当局に拘束され、テログループの一員という根も葉もない容疑で3年間も拘束されていたNGO調査員イブラヒム・エズ・エルディンさんが4月26日、疑いが晴れ、釈放されました。

エルディンさんは、「権利と自由のためのエジプト委員会」の居住権調査員で、市民だれも安心して自分の家に住める社会を目指して、強制立ち退きなどの実情を調査してきました。一方、団体の活動は国の政策と対立することが多く、当局の摘発を受けることもありました。

エルディンさんは、2019年6月に治安当局に拘束され、テロ組織の一員というまったく根拠がない容疑で取調べを受け、その後も拘束を解かれぬ状況が続きました。

エルディンさんは、拘束当初の取り調べの時に受けた暴行での痛みや以前から抱える複数の疾患の治療が十分受けることができません。そんな中、世界中のアムネスティ支援者らがエルディンさんの即時釈放を求める運動を続け、ようやく今回、エルディンさんが自由の身になりました。

エルディンさんは、アムネスティをはじめとして自身の支援に立ち上がった団体や個人にこう語っています。「長期間拘束されていた時、みなさんが心の支えでした。特にアムネスティアとその支援者は、暗闇の中の太陽でした。言葉では言い表せないほど感謝しています」

ナイジェリア：虚偽容疑の人権活動家 無罪に



国家反逆などの罪に問われ起訴されていた記者アグバ・ジャリングさんが3月22日、無罪判決を言い渡されました。

ニュースサイト「クロスリバー・ウォッチ」の記者ジャリングさんは2019年8月、ナイジェリア南東部クロスリバー州政府が、5億ナイラ（約1億500万円）の資金調達を目論む州のマイクロファイナンス銀行の株式発行を許可した際、許可理由の説明責任を果たしていないと指摘する記事を書きました。その後ジャリングさんは、正規の法手続きもなく逮捕・拘置され、弁護人らとの面会を認められないまま、反逆、背信、虚偽情報の公表、テロ扇動の罪で起訴されました。有罪なら終身刑か死刑を受けるおそれがありました。

2年半にわたる係争中、検察は被告の容疑を何度か変えながら、いずれの容疑の証拠も示さない中、ジャリングさんは、当局の不正とその根拠を示して無実を訴え続け、今回の無罪釈放となりました。

アムネスティはこの3年間、根拠のない容疑で罪に問われているジャリングさんの容疑の取り消しと釈放を求め続けてきました。

ナイジェリアでは反政府とみなされる活動や発言で反逆罪やテロ罪に問われたり、街頭デモを計画した活動家やそのデモの参加者が逮捕され、反逆罪などに問われたりすることがありました。そんな中、反政府活動も活発化しました。ジャリングさんが逮捕された2019年には、クロスリバー州で州政府が市民の権利をなおざりにしていることに抗議するSNS、#RevolutionNow（今改革を！）が始まりました。

ご支援ください！

天安門犠牲者追悼集会主催者に無罪を



香港の人権派弁護士で労働権を訴える鄒幸彤（Chow Hang-tung）さんは昨年9月、所属する団体の名簿を提出しよう当局から求められた際、提出を拒否したために逮捕され、その後、香港国家安全維持法（国安法）の国家転覆扇動罪で起訴されました。

鄒さんは、香港市民愛国民主運動支援連合会（支連会）の副議長として、毎年、1989年の天安門事件の犠牲者を追悼する集会を主催してきました。香港ビクトリア公園で、毎年実施してきた追悼集会には、数万人から数十万人の市民が参加し、ろうそくの灯を手に事件の犠牲者を追悼していました。

昨年12月には、一昨年の追悼集会が無許可だったとして、鄒さんは実刑1年の判決を受けました。さらに今年1月、追悼集会が禁止された昨年6月にソーシャルメディアで、1人ひとりでの犠牲者追悼を呼びかけたことが、「無許可の集会への参加・扇動」にあたるとして、さらに実刑15カ月の有罪判決を宣告されました。別の容疑でも罪に問われているため、いずれも有罪なら実刑10年を受けるおそれがあります。

■支援してください

鄒さんの釈放を香港司法長官に求めてください。要請文は、[こちらのウェブサイト](#)（またはインターネットで「アムネスティ 鄒幸彤」で検索）の例をご利用ください。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL：03-3518-6777 FAX：03-3518-6778
E-mail：uaoffice@amnesty.or.jp
UA 年会費：1500 円
郵便振替：00120-9-133251
加入者名：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本